

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第五百七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十三年六月一日から施行する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の倉吉支店の項中「鳥取県立倉吉

農業高等学校
「を」
鳥取県立倉吉農業高等学校
鳥取県中部農業開発事業所
に改める。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「又は第五号ロ」を「、第五号ロ又は第六号ロ」に改め、同条第四項中「車両を運転中」を「車両を当該用途のために運転するとき」に改める。

別表第二号ホ中「公安委員会の指定を受けたもの」を「、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの」に改め、同号ホ(イ)から(ウ)までの規定中「使用中の車両」を「使用する車両」に改め、同号ホ(ト)中「歩行の困難な者」の下に「(以下「身体障害者」という。)」を加え、「使用中の車両」を「使用する車両」に改める。

別表第五号中「及び駐車時間制限」及び「(パーキング・メーターが作

動されなければ駐車してはならない場所に係る規制を含む。)「を削り、同号イ中「(ホの(イ)及び(ロ)を除く。」「を「イからニまで」に改め、同号ロ中「公安委員会の指定を受けたもの」を、「公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの」に改め、同号ロ(イ)中「(イ)及び(ロ)」を「(イ)から(ト)まで」に改め、同号ロ(ロ)から(ニ)までの規定中「使用中の車両」を「使用する車両」に改め、同号に次のように加える。

ハ 身体障害者が使用する車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

別表に次の一号を加える。

六 駐車時間制限の規制(パーキング・メーターが作動されていなければ駐車してはならない場所に係る規制を含む。)の対象から除外する車両

イ 第二号イからニまでに掲げる車両

ロ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(イ) 第二号ホ(イ)から(ト)までに掲げる車両

(ロ) 前号ロ(ロ)から(ニ)までに掲げる車両

別記様式第一号及び別記様式第一号の二を次のように改める。

別記様式第一号 (第3条関係)

鳥取県公安委員会 殿		通行禁止 駐車禁止 駐車時間制限	除外車指定申請書
車両の種類	車両登録番号	申請者 住所 氏名	④
除外の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
除外する区域又は区間			
指定を必要とする理由			
第 号	通行禁止 駐車禁止 駐車時間制限	禁止除外車指定証	
条件	上記のとおり指定する。ただし、次の条件に従うこと。		
年 月 日	鳥取県公安委員会 印		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

別記様式第1号の2 (第3条関係)

(1)

表

番号			
通行禁止 駐車禁止 除外指定車 駐車時間制限			
車両登録番号			
除外する区域又は区間			
有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日
鳥取県公安委員会 印			

裏

注意事項

- 1 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。
- 2 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲出すること。
- 3 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

備考 用紙は黄色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

(2)

表

番号			
駐車禁止除外指定車 (身体障害者使用車)			
車両登録番号		使用者 ()	
有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日
鳥取県公安委員会 印			

裏

注意事項

- 1 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。
- 2 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲出すること。
- 3 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

備考 用紙は白色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

別記様式第一号の三中「別記様式第1号の3」や「別記様式第1号の3
 (第4条の4関係)」に、 「通行禁止」 や「番号標に標
 示」 や「車両登録番号」に於ける。 歩行者用」 に、 「番号標に標
 別記様式第二号中「別記様式第2号」や「別記様式第2号 (第5条関
 係)」に於ける。
 別記様式第三号の二中「別記様式第2号の2」や「別記様式第2号の2
 (第5条関係)」に於ける。
 別記様式第三号中「別記様式第3号」や「別記様式第3号 (第6条関
 係)」に、 「番号標に標示さ」 や「車両登録番号」に於ける。
 れている番号」
 別記様式第三号の二中「別記様式第3号の2」や「別記様式第3号の2
 (第6条関係)」に、 「番号標に標示さ」 や「車両登録番号」に於ける。
 れている番号」
 別記様式第四号中「別記様式第4号」や「別記様式第4号 (第10条の2
 関係)」に於ける。
 別記様式第五号中「別記様式第5号」や「別記様式第5号 (第10条の3
 関係)」に於ける。
 別記様式第五号の二中「別記様式第5号の2」や「別記様式第5号の2
 (第10条の3関係)」に於ける。
 別記様式第五号の三中「別記様式第5号の3」や「別記様式第5号の3
 (第10条の3関係)」に於ける。
 別記様式第五号の四中「別記様式第5号の4」や「別記様式第5号の4

(第10条の4関係)」に於ける。
 別記様式第六号中「別記様式第6号」や「別記様式第6号 (第10条の5
 関係)」に於ける。
 別記様式第七号中「別記様式第7号」や「別記様式第7号 (第14条関
 係)」に、 「解除変更申請書」や 「解除
 申請書」に、 「解除変更を受けよ
 うとする」や「解除(変更)を受けようとする」に於ける。
 別記様式第八号中「別記様式第8号」や「別記様式第8号 (第16条関
 係)」に於ける。
 別記様式第九号中「別記様式第9号」や「別記様式第9号 (第19条関
 係)」に於ける。
 別記様式第十号中「別記様式第10号」や「別記様式第10号 (第20条関
 係)」に於ける。
 別記様式第十一号中「別記様式第11号」や「別記様式第11号 (第21条関
 係)」に於ける。
 別記様式第十二号中「別記様式第12号」や「別記様式第12号 (第22条関
 係)」に於ける。
 別記様式第十三号の二中「別記様式第12号の2」や「別記様式第12号の
 2 (第23条関係)」に、 「第108条」や「第108条の3」に於ける。
 別記様式第十三号の三中「別記様式第12号の3」や「別記様式第12号の
 3 (第23条関係)」に、 「第108条」や「第108条の3」に於ける。
 別記様式第十三号の四中「別記様式第13号」や「別記様式第13号 (附則第3
 項関係)」に於ける。
 監 照

- 1 この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第三条第二項の規定により次の表の上欄に掲げる車両について提出された申請書並びに同条第三項の規定により同表の上欄に掲げる車両について交付した指定証及び標章は、それぞれ改正後の鳥取県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項の規定により同表の下欄に掲げる車両について提出された申請書並びに同条第三項の規定により同表の下欄に掲げる車両について交付した指定証及び標章とみなす。

改正前の規則別表第二号ホ（ハ）及び（ト）を除く。）に掲げる車両	改正後の規則別表第二号ホ、第五号ロ及び第六号ロに掲げる車両
改正前の規則別表第二号ホ（ハ）及び（ト）に掲げる車両	改正後の規則別表第二号ホに掲げる車両
改正前の規則別表第五号ロに掲げる車両	改正後の規則別表第五号ロ及び第六号ロに掲げる車両

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】